

明治初年の久美浜県における郡中代と郡中改革

三浦 泰之

はじめに

全国各地の幕領においては、脆弱な在地支配機構を補うために、遅くとも一八世紀中頃、宝暦―天明期には、組合村とその代表者である惣代庄屋、加えて、代官所管下全域（「郡中」）における代表者としての郡中惣代による、組合村―惣代庄屋―郡中惣代制が機能していたと考えられている¹。久美浜代官所領も例外ではなく、郡中惣代としての役割を果たしたのは、陣屋元村久美浜村に置かれた「郡中代」であった。近世後期においては、久美浜村の本町分庄屋一名（今西七郎兵衛）、土居分庄屋一名（糺屋仁兵衛もしくは山本甚左衛門）の二名が務めている。

筆者は、この郡中代の役割と性格について、主として、郡中代二名の中で中心的な役割を担った今西七郎兵衛の「御用留」の分析から、「①代官所に対しては、繁多な代官所業務の肩代わり、代官所の意向の郡中村々への貫徹・浸透、公事訴訟の内済の取り計らいなどに関して積極的な役割を担い、②久美浜村庄屋として久美浜村の利害を代表しながらも、郡中の統括者・代表者として郡中の意向を踏まえ、時には代官所と強く交渉する、という存在であった。抽象的な表現を用い

れば、代官所が志向する地域社会と郡中が志向する地域社会との接点に立ち、その上で、郡中の秩序維持を図ろうとする高い政治的能力を獲得した存在と評価することができるのではないか²」と記したことがある。

本稿では、明治維新を迎え、久美浜代官所領における郡中代と、それを頂点とした郡中惣代制がどのように推移したのかについて、明治二年（一八六九）十一月に久美浜県が行った「郡中改革」を主な素材に検討する。

一 発足当初の久美浜県について

（一）久美浜県の発足とその統治政策

慶応四年（一八六八）一月一二日、山陰道鎮撫総督西園寺公望の命を受けた福知山藩士の一行が久美浜に宿営し、後に合流した長州藩士とともに久美浜代官宮崎達次郎を陣屋から立ち退かせ、一月二〇日には「官軍陣営」³を置いた。幕府の久美浜代官所は維新政府側に無血で引き渡されたのである。そして、閏四月二八日、丹後・丹波・但馬・

播磨・美作の五か国に所在した幕府の久美浜代官所領及び生野代官所領、丹波・但馬の二か国に所在した旗本領を管轄するための直轄県として久美浜県が設置された。管轄地は、丹後国五郡一八八村、丹波国五郡三〇二村、但馬国七郡四〇四村、播磨国四郡四五村、美作国二郡四七村、約二三万石である。県庁は久美浜に置かれ、初代知事には伊王野治郎左衛門が任命された。なお、明治二年（一八六九）八月には、但馬国と播磨国の内、一八〇村、五万石ほどが新しく設置された生野県に分割されている。⁴

まず、発足した久美浜県の統治政策について、本稿に関わる範囲で概観する。

《一》『京都府熊野郡誌』に、以下のような一節がある。⁵

【史料1】

明治元年二月官軍陣営を設けらるゝに当り、二名の郡中代を命ぜらる。而して郡内最寄組合に出役庄屋を置く。

郡中代 今西七郎兵衛
同 西垣豊太郎

久美浜県の発足前、「官軍陣営」が置かれていた時期に、今西七郎兵衛と西垣豊太郎の両名が郡中代を命じられていることがわかる。ただ、他の史料で確認することができず、詳細は不詳である。とりあえず、ここでは、維新政府側としてひとまず旧来の在地支配機構を維持・継承しようとしたことのあらわれと考えておく。なお、西垣は、近世において郡中代を務めてはいないが、安政三年（一八五六）一二月か

ら安政五年（一八五八）三月まで久美浜代官所から「郡中取締役」を命じられるなど、久美浜の重立百姓の一人であった。

《二》慶応四年（一八六八）八月頃から、久美浜県商法会所を設置するために、県内及び周辺諸藩の豪農・豪商を商法御用掛に取り立てた。そして、一月中旬から、久美浜に一〇日間交代で三、四人を詰めさせて事務をとらせている。⁶ 商法御用掛は、「明治元辰十月商法会所御用掛り人数」⁷によれば合計九七名で、久美浜では稲葉市郎右衛門、稲葉仁兵衛、小田九左衛門、田中五左衛門、岡田一兵衛、山添武兵衛、山本甚左衛門、今西七郎兵衛の八名が任命された。頭取は宮津藩領中郡岩滝村の千賀亮輔が務めている。官金貸付を通じた、慶応四年（一八六八）五月発行の太政官札の融通と、県財政の窮迫を補うために発行された久美浜県銭券の融通に対して積極的な役割を果たすことが期待されたのである。

いずれにしてもここからは、県内及び周辺諸藩の豪農・豪商を取り込む形で経済政策を進めようとしていたことがうかがえる。また、その任命にあたっては「右勤役中苗字可相用事」⁸としたのである。

《三》明治二年（一八六九）二月一五日に近畿一円の府県の知事を集めて当面の地方行財政の円滑化と統一的施策を図るために京都府会議が開催されたが、⁹ これを受けた形で久美浜県も丹後・丹波・但馬の各藩に呼びかけて、明治二年（一八六九）三月と五月に「三丹執政会議」を久美浜の西方寺で開催している。この会議の事例¹⁰や、周辺諸藩の豪農・豪商を商法御用掛に任命したことなどをふまえると、丹後・丹波・但馬三国の中心・模範としての久美浜県、といった政策を進めていくことを意図していたと考えられる。

(二) 郡中代の役割について

さて次に、発足当初の久美浜県で、郡中代がいかなる役割を果たしたのかについて、慶応四年（一八六八）九月から明治二年（一八六九）一月にかけての今西七郎兵衛による三冊の「御用留」¹¹から分析する。

《二》触書・廻状の差配については、例えば、廻状を差配した回数で言えば、弘化二年（一八四五）に二四回、一四三通であった¹²ことに對し、明治二年（一八六九）には七〇回、一二〇九通であり、久美浜県発足以降、管轄地が増えたことなどによってその数が増加しているが、近世同様、今西が県庁から受け取って、順達経路ごとの郷宿へ渡している。また、以下の史料¹³にあるように、県庁の命によって触書に「久美浜郡中代今西七郎兵衛」の名で添書をして回付することもあった。

【史料2】

今般別紙御触書之趣〔丹後国熊野郡寺籍取調方の件〕村々寺院ハ勿論庵室之向ニ至る迄無洩落申達、明後十一日早朝久美浜宗雲寺着ニ其寺々住持并留守居庵主之向共聊無遲滞御出張被成候様、急度御通達可被成候、此廻状至急刻付を以早々順達、留村より御触書一同可被相返候、以上、

巳七月九日

久美浜

郡中代

今西七郎兵衛

神谷村始

永留村始

右村々御役人中

追而〔中略〕

右者御触書ニ添書いたし相廻候様御沙汰ニ付、如斯添書相認差出候事、

七月九日

《三》御用状の取り次ぎについては、弘化二年（一八四五）に久美浜発五二件、久美浜着三八件であった¹⁴のに対し、明治元年（一八六八）は九月から二月でそれぞれ六八件、五四件であった¹⁵ように、やはりその数は増加している。ただ、久美浜発の御用状について、六八件中一二件が「町会所へ渡」とあるように、久美浜町会所が取り次ぎを行っている。そして、翌年の今西の「御用留」¹⁶にある御用状の記載は二件のみであり、この時期、御用状の取り次ぎにおける町会所の役割が増加している¹⁷。

《三》県庁からの特定の村々へ出された「御書附」や「差紙」について、明治元年（一八六八）一〇月から翌年一月まで二〇通が確認されるが、明治二年（一八六九）一月二九日付の六通のみ関係する郷宿に渡し、その他は自身で差配している。これは、今西の郡中代としての側面というよりは、郷宿としての側面を表していると考えられる。よって、かなりの程度で、村々受け持ちの郷宿が県庁から直接受け取って差配したと推測される。

《四》牢屋及び入牢人関係では、無宿牢入用、番人頭雲八の手当を県庁へ書き上げて受け取り、雲八へ渡したり、牢入用に関する願を雲八から受けて県庁へ願い出たりしている。そして、それらは「郡代今西七郎兵衛」の名で行われている。なお、明治二年（一八六九）正月付で、雲八は役務に対する毎月の手当として、県庁より「金三両三人扶持」を下されることになっている。

《五》郡中村々の代表としての側面については、史料上、ほとんど確認できず、明治元年（一八六八）九月二八日付で「丹後五郡組々惣代連印」による、年貢の米納と銀納に関する以下の願書が書き留められているのみである。¹⁸

【史料3】

乍恐以書附御届奉申上候

一丹後国五郡村々御年貢方之儀、七分米納三分銀納仕来候処、米穀不足之国柄ニ而年々他国米買入難洪仕候ニ付、当春官軍御陣営様へ歎願仕、五分米納五分銀納一旦御聞届ニ相成難有奉存候処、其後猶又外振合等も有之儀故御治定ニ相成兼候趣蒙御沙汰候儀ニ御座候得共、年々米買入難洪之国柄御憐察被成下、春分御聞済之通五分米納被為仰付度奉歎願候、〔中略〕依之惣代庄屋連印以書附奉願上候、已上、

明治元辰年九月廿八日

丹後国五郡組々

惣代連印

久美浜御役所

《六》最後に、郡中村々の惣代庄屋と郡中会所について触れておく。【史料3】の直前にある明治元年（一八六八）九月二八日の廻状差配に関する記事に「右丹後惣代不残出懸ニ付壺通相渡為写取、惣代より組合村々ニハ通達之事」という注記があり、県庁への出願のために近世同様に惣代庄屋が久美浜へ出懸りしていたことがわかる。また、県庁側も、明治二年（一八六九）正月に、近世同様に丹後・但馬・丹波の惣代庄屋の年頭御札を受けていること¹⁹や、明治二年（一八六九）四月三日付で丹後・但馬・丹波・播磨の郡中会所をそれぞれ定めていること²⁰などから、旧来の惣代庄屋や郡中会所の制度を維持・継承しようとしていることがうかがえる。

以上六点に分けて見てきたが、扱い得る史料が三冊の「御用留」にほぼ限定されているために、近世に見られたような多様性を覆うことはできない。しかし、その上であえて言えば、御用を請ける存在として久美浜町会所の登場などはあるが、少なくとも、御役所の業務の肩代わりの側面において、郡中代の役割に大きな変化は見られない。そして、ここからは、旧来の在地支配機構を利用した直轄県行政のあり方をうかがうことができると考えられる。

二 明治二年（一八六九）十一月からの郡中改革と

「元郡中代」今西七郎兵衛

（一）郡中改革について

明治二年（一八六九）十一月一日、今西は、県庁から一六名の名簿（「人当書」）を下げられ、久美浜へ出懸りの者を取り調べるように

沙汰を受けた²¹。その一六名とは、今西七郎兵衛・山本甚左衛門（丹後国熊野郡久美浜町）、大田垣四郎右衛門（但馬国美含郡森本村）、五宝十右衛門（丹後国熊野郡湊宮村）、大江甚助（但馬国城崎郡瀬戸村）、河本浜次郎（但馬国気多郡伊福村）、重右衛門（丹後国与謝郡大嶋村）、三郎右衛門（但馬国出石郡中山村）、治郎兵衛（但馬国養父郡宿南村）、卯左衛門（但馬国城崎郡森村）、長十郎（但馬国二方郡浜坂村）、八郎左衛門（但馬国気多郡荒川村）、甚兵衛（丹後国竹野郡中浜村）、民四郎（但馬国養父郡岡村）、宗右衛門（但馬国養父郡広谷村）、藤左衛門（丹後国中郡奥大野村）である。そして、出懸りの者には当日、そうでない者には今西が通達を行って久美浜に呼び出した上で一四日に、書付が渡され、「旧弊改正」のため、大庄屋（翌年正月からは大郷長と改称）を命じられた。郡中改革の始まりである。この時、今西に渡された書付は以下の通りである。

【史料4】

熊野郡

久美浜

今西七郎兵衛

其方儀、今般各郡規則相定、村々旧弊改正候二付、熊野郡大庄屋役申付候間、所部村々汚俗ヲ一洗、奢侈ヲ禁戒せしめ、勤儉勉農之通屹度相立候様励精可相勤候也、

但、在来之組合并惣代之唱令廃止、更ニ最寄村数十五箇邸を一組与相定、其組頭を中庄屋と名ケ、可成丈諸事簡易ニ帰シ候様衆議之上見込可申出事、

明治二巳年十一月
久美浜県 朱御判

明治三年（一八七〇）三月時点では、【表1】の一七名となっているが、これらの人々はいずれも、丹後・但馬における経済的実力を備えた有力百姓と考えられる。

以下では、明治二年（一八六九）十一月付で久美浜県が制定した「大庄屋仮規則」【史料5】、同月付で郡中改革の趣旨を「村々小前末」に宛てた触書【史料6】、明治三年（一八七〇）正月付で大庄屋を大郷長と改称するなどした久美浜県の「定」【史料7】を中心に、郡中改革の特徴について検討する。まず、この三点の史料を引用しておく。

【史料5】

大庄屋仮規則

一大庄屋役者郡中之標準とも可成者ニ候得者、事ニ公正至当を旨とし、所部民情利害得失決而壅閉之所業なく、時々審詳ニ上達し、又御趣意を能下々貫徹致候様可相心得候事、

一臨時會議所江下し利害詢問之節ハ各遂評論、可否無忌憚献替可致事、

一ヶ年郡中諸入費高割方之儀ハ、大中庄屋衆議之上、旧弊を改革し永世之規則相定可窺出候事、

但、臨時規則外之事件有之節ハ大中庄屋遂評論、指揮可窺出候事、

一夏冬両度夫錢割之儀ハ、其度二三ヶ国割高何程、両国割高何程、

【表 1】 大郷長・中郷長一覧（明治 3 年（1870）2 月時点）

		大郷長		中郷長	
丹後国	熊野郡	久美浜町	今西七郎兵衛	畑村	伊三郎
		久美浜町	山本甚左衛門	野中村	重左衛門
		湊宮村	五宝十右衛門	三分村	治郎兵衛
	竹野郡	中浜村	永雄甚兵衛	平村	新左衛門
				鳥取村	伊右衛門
	与謝郡	大島村	嶋崎重右衛門	本庄浜村	七郎左衛門
	中郡	二箇村	野木儀右衛門	五十河村	上田惣左衛門
				波美村（加佐郡）	（新井）市郎右衛門
但馬国	城崎郡	瀬戸村	大江甚助	大谷村	田中彦右衛門
		森村	青田卯左衛門	鎌田村	足立六左衛門
	美含郡	森本村	大田垣四郎右衛門	香住村	久代欣十郎
	二方郡	浜坂村	森長十郎	鐘尾村	（奈良）理右衛門
	気多郡	伊福村	河本浜次郎	伏村	（白髭）浅右衛門
		荒川村	井上八郎左衛門	殿村	（多田）理左衛門
	養父郡	宿南村	西村治郎兵衛	糸井市場村	（佐藤）文兵衛
		広谷村	大橋宗右衛門	餅耕地村	（松下）仁兵衛
		八鹿村	西村庄兵衛	網場村	（武村）太右衛門
		関ノ宮村	能見一郎右衛門	大屋市場村	（野崎）太右衛門
	出石郡	中山村	渋谷三郎右衛門	畠山村	和兵衛

注 1：今西七郎兵衛『明治二年巳十一月ヨリ午三月迄 御用留』（太刀宮文書 353-2）より作成。

注 2：中郷長の苗字に（ ）が付いているのは、明治 3 年（1870）2 月の時点では苗字が分からなかったが、後の史料で確認できた分。

注 3：おそらく明治 4 年（1871）正月以降に、丹波国何鹿郡に 3 名、天田郡に 1 名の大郷長が置かれている。

何鹿郡 大郷長 桜井八左衛門（西屋村） 中郷長 小川佐右衛門（鳥垣村）

大郷長 細井源右衛門（佃村） 中郷長 福井治郎兵衛（小山村）

大郷長 渡辺弥右衛門（十倉村） 中郷長 渡辺佐兵衛（安国寺村）

天田郡 大郷長 小田孫八郎（野花村） 大郷長 牧常右衛門（下佐々木村）

※天田郡の 2 名は隔年で務め、非番の際は中郷長を務めることとされた。

郡中割并組合割高同断、一村割何程与明細ニ仕訳届出へき事、
一従前組合惣代与唱、郡中割合等之節大勢集会致し、無謂村冗費
相懸候ニ付、改而十五ヶ村内外を以而一組与なし、中庄屋一
人を差置候条、人撰可申出事、

附り、庄屋并年寄等大概村高二応じ人員相定、其役給役高等
旧来之仕僻ニ不拘毎村区別無之様改正いたし、成丈簡易ニ
随ひ仕法相定可申出候事、

但、中庄屋之儀者土地之模様ニ寄、村数多少可有事、

一組合中大庄屋有之所ハ別ニ中庄屋置ニ不及ル事、

一大庄屋役之者庄屋を兼申間敷候事、

一大庄屋役、二年を以在役年限とすへき事、

但、其人体相当ニ而郡中之願ニより候ハ、又二年之在役申
付候事、

右之條件堅可相守候事、

巳十一月

久美浜県

【史料6】

一此度管内之規則を改正し、記載之者共へ各郡大庄屋役申付、各
所部之村々改正方并取締向等万事為取扱候間、其旨相心得可
申事、

一近来郡村々冗費夥敷、是がために益々加疲弊、諸民難渋之段、
物価高貴之時節とハ乍申惣代村役人共之不取締ニもより候儀、
依之今般従来之物代役を廃止せしめ、都而大庄屋江為相兼候

間、村々役人共ニ於而毎々及触達置候

御趣意を守り、奢侈遊惰之旧習を一洗し、淳厚質直之美風押移
り候様厚く心懸り、村入用勉而減省、諸事公正無私之取斗致し、
他村より早く村柄立直り候様、銘々競而可致精勤、是今日農
家之者奉報

朝恩之急務ニ候間、繰々其辺相弁へ可致勉励候事、

一大庄屋役之内四人宛交番、県内へ在勤せしめ、従来之郡中代者
廃止せしめ候也、

一知事・大参事巡村之時与いへとも其村方ニ見分所又ハ格別之御
用有之候ハ、格別、其他者案内之村役人耆人ニ限り候事、

一知事より諸官員其他僕従ニ至る迄上下なく、休泊之節ハ昼食
壹貫文、泊り式貫文払渡候間、此ニ而足し錢無之様取賄可致、
毎々布告せしめ候通り、一汁一菜之外馳走ケ間敷儀決而不相
成、酒ハ此方より不乞者差出間敷、若し申付候ハ、酒料ハ別
ニ請取可申、休泊共菓子差出候儀堅不相成候事、

一人馬賃錢之儀ハ諸御用向久美浜より京街道之外ハ一里平路四百
文、嶮路五百文宛請取可申、官員或者下捕亡之者共出役先臨
時足痛又者夜行等ニ而宿駕籠申付候節人足賃ハ急度請取可申
事、

一如何様之 御用筋与申立候共人足賃・旅籠料等ハ屹度請取可申
事、

一伊勢両宮之外当県免許状所持不致配札勸化并無心合力等決而請
申間敷、若強談ニ及候ハ、無用捨擲 御役所江差出可申、又
配札勸化等村役人之取斗ヲ以請候節ハ其役人之ヲ償ひ村方江

割付候儀決而不相成候事、

一村用ニ而三役人等立会候節者已後銘々持弁当たるへき事、

一小前之者共寄集り強訴徒党々間敷所業ハ堅く御制等之处、動もすれハ心得違候輩有之趣、以之外之次第、以後聊たり共寄集り候様之儀有之候得ハ嚴重吟味之上入用者都而発頭人江為差出候事、

附り、村役人并ニ地主共不正之取斗有之、無抛小前より願立

候節ハ、願人之名前書記し御役所へ訴出候共、又ハ目安箱

江差入候共不苦候事、

一管下人馬繼立場之儀者未た助郷等之御規則不相立候ニ付、御役所ニ於而左之通仮定致置候間、一同相心得可申事、

一久美浜 市野々〔丹後国熊野郡〕 唐川〔但馬国出石郡〕 右三
継場管下惣割、

一一之宮村〔丹波国天田郡〕ハ何鹿郡之管下持、

右ヲ除之外ハ其郡々惣持与相定候事、

一以後ハ各郡入用帳を始メ村々入用帳差出、御役所ニ於而聞届印を不押分ハ割付候儀不相成候間、其旨嚴重ニ相心得可申事、

一年々夏冬之割者前年之十一月より翌五月迄之分ハ五月廿日迄

ニ、六月より十月迄之分ハ十月廿日までニ村々より大庄屋江帳面差出可申、大庄屋ニ於而点検ヲ遂、其上大庄屋より御

役所へ差出可申事、

一諸願窺届等大庄屋之奥印を請候ハ当然ニ候得共、手数ニも可相成、又後來壅閉等之弊を生し候而者不相成故、是迄之通、村役人之印形ニ而差出可申、若事実印形可致筋を村役人ニ於而

差拒候節者其趣申立、独名ニ而差出可申事、

右之通村々小前末ニ至る迄無洩可相達もの也、

已十一月 久美浜

御役所

追而此触書ハ村々ニ於而写取、庄屋宅出入之人能々見へ候处江張置可申候也、

【史料7】

定

熊野郡

大郷長江

一役給之儀ハ無余儀情状有之、從來之取極不当ニ非ざる分ハ是迄之通居置可申、其他篤与取調情実ニ不適向ハ一步役ニ引直し可申候、

一戸籍取調方之儀ハ可為窺之通候、

一大庄屋ハ更ニ大郷長、中庄屋中郷長与相改、大郷長各部ニ中郷長一名ツ、人撰之上可申付候、

一会議所入用之儀ハ月々入用帳を 御役所へ差出候ハ、其時々相

渡可申候、向後郡中ニ割不割ハ夏冬両度共窺出可申候、

一独名願之儀ハ先是迄之通可相心得候、

一役除高之儀堅令停止候間、村々江屹度可申達候、

一入牢人之儀ハ向後邸籍有之者与雖共運八江賄為致候間、一日分玄米五合与式百五拾文宛其村より差出可申候、

一大郷長ハ各自宅ニ御印之高張、同様之幟一本ツ、入口ニ立置可

申候、

右之條件堅可相守もの也、

明治三十年正月 久美浜県「印文写」

《二》これらの史料に散見されるのは、「村入用勉而減省、諸事公正無私之取斗致し、他村より早く村柄立直り候様、銘々競而可致精勤、是今日農家之者奉報 朝恩之急務ニ候」【史料6】第二条）のように、村入用を始めとする諸費の減省に関する項目である。

明治元年（一八六八）以来、殊に明治二年（一八六九）は格別の凶作に見舞われて郡中村々は疲弊していた。加えて、中央政府の動向として、明治二年（一八六九）八月に民部省と大蔵省の合併が行われている。成立期の直轄県行政は民部官（明治二年（一八六九）七月に民部省と改称）の管轄の下で「牧民論」的な姿勢が強調されていたが、この合併で、次第に財政危機を第一義的な課題とする大蔵省が民部省の権限を圧倒するようになり、財政危機を背景にした大蔵省側の意向が直轄県行政にも反映されるようになったのである²²。

以上のような背景の下で行われた郡中改革は、その第一義的な目的として、疲弊した郡中村々の立て直しと取り締まり、そして年貢の増収があったと考えられる。

《三》従来の惣代庄屋が廃止されて大庄屋（大郷長）が置かれたが、これは「郡中之標準」で「事ニ公正至当を旨とし所部民情利害得失決而壅閉之所業なく時々審詳ニ上達し、又御趣意を能下々貫徹致」【史料5】第一条）すようにする存在であった。また、「大庄屋役之者庄屋を兼申間敷候事」【史料5】第七条）という一文からは、近世以来、

郡中村々の小前層の動向に規定される形で惣代庄屋が有してきた「惣代」性を否定しようとする県庁側の意向が見て取れる。加えて、「大郷長ハ各自宅ニ御印之高張、同様之幟一本ツ、入口ニ立置可申候」【史料7】第九条）という一文や、今西に渡された「人当書」では苗字がなかった者が任命後に苗字を名乗るようになっていたことから、依然として近世以来の身分的特権が県庁の側からも大庄屋（大郷長）の側からも意識され、継承されていることがわかる。

《三》従来、郡中代が務めてきた御用を「会議所」が担うこととされた【史料6】第三条）。詳しくは後述するが、会議所に四人ほどが詰番し、県庁から「利害詢問」の節は「各遂評論、可否無忌憚献替可致事」【史料5】第二条）とされたのである。ここから、県庁側としては、大郷長を取り立てて新たに会議所を開くことにより、円滑な上意下達、管轄下村々の民情の掌握と取り締まりを意図したことがわかる。

《四》明治二年（一八六九）十一月一〇日に「人当書」を渡された今西と山本が久美浜に出懸りの五名とともに県庁に出頭し権知事から郡中改革の旨を通達された際、「追々規則も可申渡候得共、未タ呼出候もの揃不申ニ付、其上得与談判致、見込之所ハ無遠慮可申出」ように仰せ渡されている。また、今西は、「御用留」明治三年（一八七〇）正月一六日条に「朝より同所〔会議所〕ニ而立会、何角規則廉々示談之上、廉書を以十七日早朝御窺之事」と記しており、【史料7】の「定」が出される前にその内容について会議所で何らかの議論が行われ、会議所から県庁に「廉書」が差し出されたことがわかる。ここからは、この郡中改革は、県庁の主導性は否めないが、一方的な押し付けではなく、県庁と大庄屋（大郷長）との協議・合意形成の下で進められた

と考えられる。その意味で、近世において久美浜代官所側と郡中代とが行っていた上下のやりとりが継承されていると言える。

以上、四点に分けて、郡中改革の特徴について記してきた。それでは、次に、この郡中改革を経た在地支配機構について見ていくことで、より詳しく郡中改革について考察する。

(二) 会議所について

郡中改革によって、従来、郡中代が務めていた御用を会議所が担うようになったが、明治三年（一八七〇）正月二十四日に「元郡中代今西七郎兵衛」から「会議所御詰合中」に宛てて、以下の「申送書」が出されている。

【史料8】

郡中代取扱振申送書

一御用状向一式取次之事、

一御修復之儀ハ是迄ニ而ハ大工、左官、畳屋、表具屋、屋根屋、

たゞき屋、桶屋其外都而郡中より取扱相来候得共、当時ニ而

ハ右等之处弥御規則も如何被 仰付候哉難斗候得共、都而成

丈御省略被 仰出、右之内差懸候儀而已、尤障子張等ハ其時々

御沙汰ニ相成、右手当取斗申候、何れ従来之通ニ可有之候得共、

追々御窺之上可然御取斗可有之事、

一新御長屋御移之節、郡中より差出候品々御用度方より御差図次

第壹軒前左之通、

羽釜 茶釜 料り錫 水壺二 米櫃升添

食櫃 桶 手水盥 行燈 簞

手水鉢 〆拾壹品

右旧冬御改之上、如此差出方御取斗可有之事、

一正月松饅一式郡中より取斗申候事、

一例年初午之儀、御入用御下ケニハ相成候得共、右懸り諸人足都而郡中受、其余難付出郡中ニ而引受不申而ハ不相成品も少々ハ可有之事、

一雪道明ケ雪搔人足等郡中より差出申候事、

一そうし人足并臨時郡中ニ而受候人足も可有之事、

一水夫手当扶持米錢、是迄之通郡中より渡方被仰付候事、尤、日々相用候たご釣瓶輪替新キニ取替候、両様之品共代料郡中ニ而受来候事、

一無宿入牢人扶持米賄諸入用、雲八より月々晦日付出候間、其度々右書付を以米錢御下渡相成候様御取斗可有之事、尤、其模様ニ寄、臨時ニ御下ケ之儀願置候儀も有之候、

但入牢人 一日 玄米五合 賄料貳百文

牢番 一日 玄米七合五勺 賄料貳百文

本牢番 一日 三人宛 牢賃

但 溜番 一日 貳人宛 一日老人 貳百文宛

炭油紙代一日 貳百三拾六文

一入牢人徒刑之もの、万一病氣等之節、雲八より始末申出候ハ、其時々御伺之上医師被仰付候ハ、其節懸り之医師より容体書差出次第御役所江差出方御取斗可有之事、

但一日点葉二貼宛、一貼百五拾文宛、膏葉一貝代百文之御定、盆暮兩度葉數取調書取之、差出候事、医師三人一ヶ月十日代り、上旬森田金吾、中旬谷田泰三、下旬福田鎌造、右毎月順繰之事、

一正、七月十六日入牢人有之節ハ前日髪結へ通達之上早朝牢屋へ差遣方御取斗可有之事、

右者は迄取扱之荒増書載之通御座候、此余其時宜ニ随ひ取斗候儀も有之候、依而此段申送候、可然御取斗可被成候、以上、

明治三年正月

元郡中代

廿四日差出ス

今西七郎兵衛

會議所

御詰合中

ここには、郡中代が担ってきた御用として、①御用状の取り次ぎ、②県庁修復や、掃除・雪掻き人足などの手配、③無宿入牢人や牢番人の扶持米などの取り計らい、などについて具体的な申し送りがなされている。なお、會議所入用は、毎月「入用帳」を県庁へ提出し、その時々を受け取り、後に郡中入用の夏割・冬割の節に郡中割に組み入れる項目を伺い出るといふ、県庁の先払い方式であった【史料7】第四条）。

また、會議所に詰める大庄屋（大郷長）の順番も取り決められたが、明治二年（一八六九）十一月二〇日付の「冬分詰合附」によれば、「十一月廿五日迄 渋谷三郎右衛門／同晦日迄 五宝十右衛門／十二月朔日より同十五日迄之積 渋谷三郎右衛門・嶋崎重右衛門」とした上で、「当地御両所」（郡中代を務めた今西と山本の両名）に「諸事談事」る

ことと「臨時大事件出来之節」は大庄屋中で相談することが申し合われている。そして、年明けからは、「一番 正月十五日より晦日迄／今西七郎兵衛・山本甚左衛門・西村庄兵衛 正月十五日より二月十五日迄／渋谷三郎右衛門・青田卯左衛門」のように、二サイクル、一か月交替で大庄屋が常に四人ほど詰めることとされた。

その他、今西の「御用留」からは、會議所の具体的な役割として、①県庁から触書を受け取って、「右之通被 仰出候条、御本紙写取廻達候間、至急其所部中へ申達可被成候」などと奥書を添えて、その所部担当の大郷長へ渡すこと、②県庁の沙汰を受けて、冥加金の割付や、各種取り調べなどに関する文書を作成して大郷長へ渡すこと、③大郷長が所部限りに取り集めた冥加金や取調帳を大郷長から受け取って県庁へ上げること、が知られる。

以上から、會議所とは、近世で郡中代が担っていた御役所の業務の肩代わりの側面の役割を果たしたと考えられる。しかし、県庁から「利害詢問」の節は「各遂評論、可否無忌憚献替可致事」とあったように、大郷長の総意と県庁の意向とのやりとりの場としての意味合いも少なからず持っていた。そこには、郡中の経済的な有力者の政治的な成長と、経済的・政治的に成長してきた郡中の有力者を積極的に取り込み、彼らの在地運営に関する主導性を期待した県庁の政策をうかがうことができる。

この會議所体制は明治三年（一八七〇）四月に一度崩壊する。大郷長からの建言を受けた県庁からの通達で、「會議所之費用多分ニ而取賄方ニ差支、県庁之趣意村々之衆望ニ背候次第二而者不相成候」ため、一旦會議所は「休閑」となったのである²³。そして、會議所の機能は



【図1】明治2年(1869)11月の郡中改革による熊野郡大郷長所部村々

久美浜の稲葉市郎右衛門が務めるようになり、²⁴ 会議所の「諸帳面諸道具」は全て久美浜の大郷長今西と山本の預かりの名目となった。²⁵

これ以後の稲葉の勤方は不明であるが、近世において大きな経済的実力を有しながら政治的台頭が見られなかった稲葉が、近代に入りその政治的実力を高める端所となったという点でこのことは重要な意味を持つと考えられる。また五月以降には「会議所」の奥書を持つ大郷長宛ての通達が、僅かではあるが明治三年の「御用留」²⁶に見られることから、ほどなく再開されたと考えられるが、詳細は不明である。

(二) 大郷長の役割とその性格について

明治二年（一八六九）十一月二十九日、熊野郡五三か村が大郷長三人の所部に分けられた。【図1】を見ると、その所部分けは旧来の組合村単位ではなく地域的に、ある程度機械的になされたことがわかる。ただし、久美浜は誰の所部にも属さず単独であった。では、その所部の中で大郷長はいかなる役割を果たしたのであろうか。ここでは、今西を例に具体的に見ることとする。

《一》大郷長の所部用は、①所部内の取り締まり、②所部村々の願書への奥印、③県庁（会議所）から受け取った触書や通達を所部村々へ流すこと、④所部限りの取り調べを取りまとめて県庁へ差し出すこと、⑤酒造冥加などを所部限り取りまとめて上納すること、などが挙げられるが、以下、大郷長の性格に関わることを具体的に記すこととする。

(I) 明治三年（一八七〇）三月一二日、所部品田村の「差縄一条」を中郷長外一人が内済させた旨を聞いた今西は、中郷長外一名の「已後取締致度」という意向を受けて、「村中一同并部屋住之ものへ無洩

落得与申聞、不取締之儀無之様」として「村々役人中」に宛てて「小前百姓共村用之外寄合等致間敷、先般御触之趣堅相守可申事」など、三か条の「定」を作成している。²⁷ また、同年六月二〇日、布袋野村の村役人退役に関する村方騒動の風聞を耳にした今西は「右様之義捨置候而ハ所部一体之取締ニも相拘、自然達御上聞候而ハ恐入候儀如何之御沙汰ニ相成候哉難斗」ため、所部中の須田村と畑村の庄屋へ内済の取り計らいを依頼している。ここから、大郷長は、その所部村々の様子を常に把握し、触書の趣旨を受けて独自にその取り締まりを取り計らっていることがわかる。加えて言えば、大郷長が志向した地域秩序とは、近世同様に、あくまでも村役人主導のそれであったことがうかがえる。

(II) 明治三年（一八七〇）七月二四日、夫食米に差し支えた三谷村の小前惣代三名が今西のもとを訪れ、村役人が年貢米の石代納が滞っていることを理由に県庁への夫食米払い下げを出願してくれないので出願してほしいと訴えた。今西は、いろいろと聞き糺した上で、「是迄御受米之内代金不相立由候得共今日夫食ニ差支候より自然心得違直願等いたし候而ハ恐入候儀」と判断し、村役人に対し、対策を講じるように指示する書状を出している。²⁸ ここから、大郷長が志向した地域秩序はあくまでも村役人主導のそれであるが、その秩序維持のために村方小前層の動向にも心を配っていることがわかる。

(III) 明治三年（一八七〇）四月二三日、今西は県庁に呼び出され、熊野郡内における「戸籍」の取り調べについて催促を受けた。²⁹ その後、熊野郡の大郷長（山本・五宝、畑村伊三郎ほか中郷長三名、その他「可然もの」を呼び出し、評議の場を設けている。つまり、熊野郡全体に

関わる県庁からの重要な事項については、大郷長、中郷長、「可然もの」の評議の上で、具体的な取り決めが行われているのである。なお、今西は「熊野郡大郷長惣代」³⁰で、時には、県庁からの沙汰を山本や五宝の所部の中郷長に通達するなど、熊野郡大郷長の中で主導的な役割を果たしている。

以上、大郷長の所部用に関して、その性格的な部分を記してきた。次に、久美浜県管轄下全域と大郷長との関係について見ることにする。≡≡≡会議所詰や所部用などで久美浜に出懸りの大郷長は、県庁から呼び出されて直接沙汰を受け、その旨を出懸りでない大郷長へ通達することがあった。そして、その際、相談の上で返答や伺いを出すような場合には一同で評議を行っている。例えば、明治三年（一八七〇）閏一〇月一四日付で出懸りの大郷長・中郷長宛てに「今般御趣意之仕法之儀概略示談相調候迄帰村致間敷候也」³¹といった達書が出されていることから、この評議は、県庁側にとっては必要不可欠なものであった。

しかし、明治三年（一八七〇）十一月九日付で、以下の六項目の伺いが出懸りの大郷長から出されている。³²

乍恐口達書

一両国大郷長奉申上候、銘々共所部村々御用向兼出勤中、臨時御用向被仰付、一同談判之上御答可申上義、其外一同相談之上無之而ハ難決義も俛有之候処、評儀等閑ニ相成、自然滞留増不用之入費相懸候ニ付、村方ニおゐて彼是之義も可有之趣、出勤中集会之仕僻并当夏割已来銘々共之入費割方等御尋問ニ

付、荒増御答申上候所、厚御諭之上今一応評儀致、大郷長御立置後入費減省不相成而ハ役義相勤候甲斐も無之、規則相立、其功相願候様評儀之上御答可申上旨被仰渡候ニ付、衆儀左ニ奉申上候、

大郷長集会不致候て難決義も有之節ハ、昼迄御役所御用相勤、昼飯後早々立会、外用向相断評儀取極可申事ニ致度積、

郷宿之義も所部限り郷宿老軒ニ被仰付度、尤、村数之所部ハ弐軒ニ相分候とも成丈手近ニ被仰付度積り、

大郷長所部用出勤中入費附出之義ハ、宿料・人足賃錢・道中小遣其余之儀ハ一樣之事ニ仕度候ニ付、御上様御指揮を以何程と申義被仰渡候ハ、其旨堅相守可申積、

所部夫錢割帳之義ハ、七月中ニ差出方被仰付候得共、未夕割合不仕所部も有之、等閑ニ相成居候得共、当冬割ニハ一同相揃候ニ付、差出入御覧ニ可申積、

公事訴訟出入、自然下済取扱ニ被仰付候節ハ、其所部大郷長ニ中済被仰付度積、尤、所部之外出入取扱立入之義ハ御免除被仰付度積り、

大郷長宿之義ハ老軒ニ止宿可仕旨被仰聞候得共、所部限御用之節ハ別宿ニ仕度、尤、各郡一体之御用ニ付上県之節ハ今西七郎兵衛方江一同止宿被仰付度積り、

前條一ツ書之通御窺奉申上候、何卒御賢慮ヲ以御指揮奉度候、以上、

明治三年十一月九日

出懸り

大郷長中

【表2】 明治2年(1869)11月の郡中改革以降の「御用留」に見られる大郷長連印の願書・請書一覧

年月日		文書名	内容	差出	No.
明治3年 (1870)	4月	乍恐以書附奉願上候	熊野郡村々極難渋人御救助米渡方ニ付	丹後国大郷長3名連印 (実際の連印は2名だが代兼)	1
	8月4日	乍恐以書附奉願上候	会議所入用割出方ニ付	「丹但両国大郷長十七人連印」	2
	10月14日	乍恐以書附奉願上候	救助のため御払下の越前米代金上納来年3月まで延期願	熊野郡中郷長3名と大郷長今西・山本連印	3
	10月25日	乍恐以書附歎願奉申上候	田方御年貢皆米納反対、従来の通り定石代金上納願	但馬国6郡大郷長、中郷長、庄屋、重立百姓 $\times$ 40名連印	4
	⑩月19日	乍恐御請書奉申上候	御備え金融通講御組立て、御仕法帳御下ケの儀ニ付	丹後国5郡大郷長6名連印	5
	⑩月22日	乍恐奉願上候	各郡村割奉仕社の産子限配札の儀ニ付	「丹但両国行司惣代」として神主9名連印、その奥にその神社のある郡の大郷長10名の奥印	6
	11月10日	乍恐口達書	大郷長勤方規則評議の旨仰せ付けられ、評議の旨伺	「出掛り大郷長中」	7
	11月23日	乍恐以書付御歎願奉申上候	当年御年貢米大坂廻米船、従来の通り御上様御雇願	丹後国5郡「大中長出懸り庄屋連印」	8
	11月25日	〔願書〕	百姓夫食のため、御年貢米の内御払下願	丹後国5郡大郷長、中郷長、出掛り庄屋8名連印	9
	11月	乍恐以書附奉願上候	熊野郡友重村・一分村難渋のため、拝借金願	熊野郡大郷長3名連印	10
	12月	乍恐以書附奉願上候	御年貢割付の内、畑方金納分減額願	丹後国5郡大郷長、中郷長、出掛り庄屋 $\times$ 10名連印	11
	12月	乍恐以書附奉願上候	丹後但馬両国大郷長御免職願	丹後但馬両国大郷長・中郷長20名連印	12
明治4年 (1871)	6月2日	差上申御請書之事	徴兵給与の儀、御規則の通り承知の旨	「出掛り大郷長惣代 何鹿郡桜井八左衛門、熊野郡五宝十右衛門、同今西七郎兵衛」	13
	6月20日	差上申御請書之事	戸籍改正ニ付、大郷長へ戸長を仰せ付けられ承知の旨	「三国各郡大郷長惣代」として大郷長8名連印	14

注1：明治2年(1869)11月～翌年12月までの今西七郎兵衛及び山本甚左衛門の「御用留」(太刀宮文書353～355、同416)、明治3年・4年の御用留断簡(太刀宮文書355付)より作成。

八日御尋、十日御附紙

久美浜

御役所

御附紙

議事之儀ハ其事之難易ニ因而長短も可有之候得共、自然等閑ニ相成易く候間、凡刻限相定置、右刻限中諸事申談可致、尤、刻限中ハ出県猶予可致候事、

但至急之儀ハ此限ニ無之事、

事実懸隔難渋之村々ハ村名并郷宿等書記、今一応可申付事、即今之割賦方各所部限書出可申出、彼是商量之上一定之規則可相達候事、

等閑之事ニ付、精々取調、冬割一同可差出候事、公事訴訟取扱之義ハ其事二応、人撰を以相達候事、可為窺之通候事、

主に久美浜へ出懸りして大郷長が評議をすることに関して、「評儀等閑」などで不用の入費が嵩んでいることに対し、県庁側から「村方ニおゐて彼是之義も可有之趣、出勤中集会之仕僻并当夏割已来銘々共之入費割方等御尋問」があり、大郷長側が「荒増御答申上」たところ、「厚御諭之上今一応評儀致、大郷長御立置後入費減省不相成而ハ役義相勤候甲斐も無之、規則相立、其功相顕候様評儀之上御答可申上」ように沙汰があつたことを受けて、再度、大郷長で「衆儀」の上、その方策が六項目にわたつて提案されている。そして、その提案に対して、県庁側は、評議に関しては「刻限」を決め、その「刻限」中は県庁への

出勤を「猶予」する、など、各項目ごとに回答している。

この一件からは、①大郷長の評議に伴つて多分の費用がかかるために困窮の折柄であつた村方との矛盾を生み出したつたこと、②それでも県庁側はその状況の打開を大郷長の評議に、つまりは、ある程度、大郷長の自主性に任せたこと、を指摘できる。県庁側としては、管轄地域を統治する上で大郷長体制を重視し、期待を寄せているのである。また、明治三年（一八七〇）一二月付で、但馬国養父郡・城崎郡・出石郡・気多郡・美含郡・二方郡、丹後国中郡・与佐郡の大郷長一三名・中郷長七名の連名で、「御県庁之御用便、郡中之為筋ニも不相成、加之愚昧之銘々ニ而勤役仕候而者郡中之者共江迎も説諭行届不申、左候而者自然 御趣意貫徹不仕、又下情も 御上様江貫通不仕様相成可申与一同心配」し、辞職願が出されている。この願は却下されたと考えられるが、裏を返せば、大郷長体制を重視する県庁の方針と期待を現わしているとも考えられるのである。³³

また、大郷長は県庁からの沙汰を受ける形以外でも評議の場を持っている。【表2】は、明治二年（一八六九）十一月の郡中改革以降の大郷長の連印による願書・請書の一覧であるが、このような書類作成に関して独自に評議の場を持ったと考えられるのである。この事例は、「御用留」に記載のある願書・請書のみの一覧で、明治三年（一八七〇）八月以降のことを知り得るのは概ね「御用留」の断簡だけなので数量的な分析はできない。しかし、明治三年（一八七〇）の暮れに年貢関係の願書が集中していることから、明治元年（一八六八）以来の凶作の影響などで依然として村方が困窮していることはうかがえる。例えば、【表2】No.11の願書は、丹後国五郡に賦課された年貢金について「凶

荒後金詰り」などのために「如何程村々役人方申付候而茂上納致し兼」「奉困入候間」「大中郷長并出掛り庄屋連印」にて差し出されたものである。³⁴ここからは、大・中郷長が近世において惣代庄屋が有したのと同様の「惣代」性を有していることがわかる。しかし、大・中郷長は基本的に村役人を兼ねていないために直接的に小前層のつき上げを受けているのではなく、村役人を通じて間接的な形で受けていると考えられる。大・中郷長は、村役人主導の地域秩序を志向する中で小前層の動向に意を配っているのである。

以上の分析から、大郷長とは、地元の有力者を利用し管轄地域を統治することを意図した県庁側からは上意下達の貫徹や郡中村々の秩序維持に積極的な役割を期待され、その一方、郡中村々が困窮した際には郡中を代表して願書を差し出すという「惣代」性を有した存在、と言える。そして、その「惣代」性とは、村役人主導の近世以来の地域秩序を維持するという意味での「惣代」性であった。

(四) 元郡中代今西七郎兵衛について

最後に、元郡中代今西の動向について、いくつか例を挙げて見ることにする。

《二》明治三年（一八七〇）七月二十八日、但馬国村岡藩領村岡町の魚屋利兵衛が村岡藩役人の添状を携えて、久美浜県管下養父郡関ノ宮村の利右衛門との「酒造鑑札質入賃錢滯出入」について県庁へ出訴すべく久美浜を訪れた。³⁵その際、今西は、「表向御取調相成候而ハ不容易次第」との判断から、久美浜に出張していた養父郡関ノ宮村の大郷長能見一郎右衛門と利右衛門本人と相談し、また、養父郡宿南村の大

郷長西村治郎兵衛、出石郡中山村の大郷長渋谷三郎右衛門とも相談の上で、内済の段取りを整えている。そして、その後、かつて郡中代として御用状の取り次ぎなどを行ってきた関係からか、村岡藩役人に対して、内済したので添状を返却する旨の書状を送っている。

《三》明治四年（一八七一）一〇月十三日、県庁から今西に対して、丹後国各郡村々より「田方金納願」を差し出させるように催促の沙汰があった。今西は、丹後国各郡の大郷長や中郷長などを呼び、「御沙汰之趣」を「申達」すとともに、適宜、評議に加わっている。³⁶

《三》明治四年（一八七一）七月九日付で今西は丹波・丹後・但馬三国大郷長二名に宛てて書状を出している。それは、大郷長が戸長を兼ねることになり、「旅行鑑札」願書に必ず戸長の印をもらうように所部村々に通達すべき旨を「拙者より大郷長中へ相達可申旨」を県庁から「被仰付」たためであった。³⁷また、同年九月二十四日には戸籍関係の布告について、今西の名前で「三国大中郷長」に宛てて「別紙御布告之趣所部村々小前末々ニ至迄ハ勿論穢多番非人江も無洩落夫々行届候様触達可致旨大中郷長へ可申達様被 仰付候間、此段御承知、所部村々并其筋之もの江行届候様触達可被成候」³⁸としている。もともと、例

えば、同年一〇月二十七日の布告の場合は、「右大郷長井上八郎左衛門より受取、夫々廻達ス、但馬・丹波之分同人より直廻達ス」³⁹とあり、今西は丹後国各郡の大郷長だけに回付しており、この当時に何らかの形で機能していたと考えられる会議所への詰番の大郷長が主として務めていたとも推察されるが、県庁所在地の大郷長として県庁から直接に沙汰を受け取る機会も多かったのではないかと考えられる。

以上から、県下の経済的な有力者を大郷長に取り立てて会議所など

で詰番で執務にあたらせる体制を作り上げても、近世に郡中代を務めて大きな政治的能力を蓄え、県庁所在地である久美浜に在住する今西は、その大郷長の所部用を超えて、県庁による円滑な在地運営のために大きな役割を果たしたと考えられるのである。

おわりに

以上に記してきたことをまとめ、その後の動向について簡単に述べることにする。

久美浜県では明治二年（一八六九）の郡中改革で県下の経済的な有力者を大庄屋（大郷長）に取り立て、交替で四人ほど詰番で事務を執らせる形で会議所を開いた。その郡中改革は、久留島浩氏が指摘する「惣代庄屋制的自治」の「上から」の一方的な解体⁴⁰というよりは、県庁側の主導性は否めないものの、県庁側と大郷長側の意向の上下反復を経て進められたものであった。

そして、その郡中改革で取り立てられた大郷長とは、所部取り締まりなどに関してある程度の独自性を持っていたことから、近世で郡中代が一手に有していた、いわば「中間的な権力」を分有された存在であったと考えられる。そのことは、大郷長が村役人を兼ねてはいけないうこと、戸口に幟を立てるなどの身分的特権を与えられたことなどの県庁側の施策からもうかがえる。そこには、村々の利害に左右されない、より官的な存在として大郷長を位置付けようとした県庁側の意図をうかがうことができる。

しかしながら、大郷長は、郡中村々に対して「惣代」性も有してい

た。そしてその「惣代」性とは旧来の村役人主導の地域秩序を維持するという意味での「惣代」性であり、大郷長は、県庁と所部村々の間で、双方の意向のぶつかり合いの中でその秩序をある程度独自に取り計らったのである。その意味で郡中代が郡中村々に対して有していたのと同様の性格を、大郷長は所部村々に対して有していたと考えられるのである。

また、その大郷長が詰めた会議所とは、経費の面で一度閉会となるものの、郡中代が有していた代官所の業務の肩代わりの側面を担い、大郷長が評議の上で触書の趣旨を具体化したり、郡中を代表して沙汰の旨の請書を提出したという意味で郡中会所の性格を有していたのであった。そして、先に大郷長に関して述べたことと考えると、そこには経済的な実力を有しその地域の有力者として政治的にも成長しつつあった人物を大郷長に取り立てることによって、その強い主導力に期待し、またそれを利用して管轄下村々の統治を行おうとする県庁の政策をうかがうことができるのである。

加えて、久美浜代官所時代に郡中代を務めていた今西は、近世以来の高い政治的能力をもとに、また、県庁所在地の大郷長ということで、時に応じてその大郷長体制を支える役割を果たしていた。

以上から、久美浜県における明治二年（一八六九）の郡中改革とは、村落立て直し、村入用減省のための在地運営の中間機構の改変と整備はあったものの、その根底にあった意図は、経済的実力を伴う有力者を積極的に登用することによる「惣代庄屋制的自治」の維持・継承であったと評価することができよう。しかし、その大郷長の所部割が、明治五年（一八七二）六月から導入された大区小区制の村々の区割り

の大枠になった点、多くの場合、大郷長・中郷長を務めた人物が大区小区制下での区長・副区長を勤めることになった点などから、近代地方自治制への過渡期的な側面も有していたと考えられるのである。

その後、明治四年（一八七二）十一月に久美浜県は廃止され、但馬八郡、丹後五郡、丹波多紀郡、氷上郡、天田郡の計一六郡にまたがる豊岡県が誕生した。詳しく述べることはできないが、明治五年（一八七二）正月からの今西の「御用留」⁴¹を見ると、大郷長が豊岡県下に詰めていたり、大郷長が中心となって願書を作成しているなど、豊岡県でも初期には久美浜県の在地運営機構をそのまま継承していることが知られる。

明治五年（一八七二）三月、今西七郎兵衛は病気のために大郷長・戸長を退役する。⁴²そして大区小区制の導入により、丹後国熊野郡が第九大区となった際、稲葉市郎右衛門が今西の後継者として区長に任命されたのである。

豊岡県は明治九年（一八七六）に廃止され、京都府、兵庫県へと編入される。しかし、その豊岡県の下で学制、徴兵令、地租改正などの近代化諸政策が施行され、本格的に近代地方自治制が確立の方向へ向かう中で、その在地支配機構も機能面、性格面で変容していくことになるのである。⁴³

【註】

- 1 久留島浩『近世幕領の行政と組合村』（東京大学出版会、二〇〇二年）。
- 2 三浦泰之「近世後期の久美浜代官所領における郡中代について」（京丹後市史編さん委員会編『京丹後市史資料編 久美浜代官所関係史

料集』京丹後市役所、二〇一四年）四一四頁。

3 稲葉市郎右衛門『過渡の久美浜』（私家版、一九二二年）一一丁。古稀を迎えようとしていた久美浜の有力者・稲葉市郎右衛門が大正二年（一九一三）にまとめた回想録。

4 小谷茂夫「但馬から見た「久美浜県」」（『但馬史研究』第一八号、一九九五年）。

5 京都府熊野郡役所編『京都府熊野郡誌』（京都府熊野郡役所、一九二三年）一〇六頁。

6 大江町誌編纂委員会編『大江町誌』史料編（大江町、一九八一年）四三三頁。

7 京都府立丹後郷土資料館寄託永雄家文書近代—1。

8 前掲『大江町誌』四二八頁。

9 この年には計八回開催され、途中、版籍奉還を経て三府藩県が参加するようになり、「新政府の布達を府藩県で実施する際に生ずる疑問点や府藩県の「入組支配」から生ずる諸問題などが協議され、意志統一が計られていった」（前掲小谷一九九五年、三八頁）。しかし、民部省からの通達によって明治三年（一八七〇）からは廃止された。10 この会議に関して、前掲小谷一九九五年では「三丹地方の模範たらんとする伊王野知県事らの心意が、この久美浜県会議の開催となったものか。さもなくば民部省あたりの、久美浜県への期待感があつてのことと思いたい」（三九頁）と指摘されている。

11 太刀宮文書三四九・三五〇・三五二。

12 太刀宮文書三三六。

13 太刀宮文書三五二。

- 14 太刀宮文書三三六。
15 太刀宮文書三四九。
16 太刀宮文書三五〇。明治二年（一八六九）三月二十九日及び晦日の記事。
17 明治二年（一八六九）正月付で「久美浜村役人」とある「御用状継立請取帳」（太刀宮文書九一六）が残っていることから、町会所の役割を裏付けることができる。
18 太刀宮文書三四九。
19 太刀宮文書三五〇。
20 太刀宮文書三五〇。
21 太刀宮文書三三二。以下、本節では特に断らない限り、史料引用は、上記の「御用留」による。
22 松尾正人「直轄府県政と維新政権」『歴史学研究』五一〇、一九八二年（一一一）一三三頁。
23 太刀宮文書三三二。
24 太刀宮文書三五四。明治三年（一八七〇）四月十九日条。
25 太刀宮文書三五四。明治三年（一八七〇）四月二十四日条。
26 太刀宮文書三五五。例えば、明治三年（一八七〇）六月十八日付の「廻達」。
27 太刀宮文書三五三。
28 太刀宮文書三五五。
29 太刀宮文書三五四。
30 太刀宮文書三五五。例えば、明治三年（一八七〇）七月二十五日条。
31 太刀宮文書三五五付（御用留断簡）。
32 太刀宮文書三五五付（御用留断簡）。

- 33 太刀宮文書四一六。
34 太刀宮文書四一六。
35 太刀宮文書三五五。
36 太刀宮文書三五五付（御用留断簡）。
37 太刀宮文書三五五付（御用留断簡）。
38 太刀宮文書三五五付（御用留断簡）。
39 太刀宮文書三五五付（御用留断簡）。
40 前掲久留島二〇〇二年、第7章「直轄県における組合村―惣代庄屋制」三〇九頁（初出は一九八二年）。
41 太刀宮文書三五七。
42 太刀宮文書三五七。
43 豊岡市史編集委員会編『豊岡市史』下巻（豊岡市、一九八七年）に『兵庫県史料』によれば「明治」七年六月、豊岡県管内に二名の総区長を設置して、県庁と区長の間にあつて布告・戸籍・地券・徴兵・貢納その他の送達・上申を取次ぐこととし、七月に中山三郎・梅垣西浦を任命しているが、八月の内務省の指示で廃止された」（四四頁）という一節がある。つまり、近世において郡中代が担っていた代官所の業務の肩代わりの側面、そして、久美浜県において会議所が、また久美浜大郷長今西七郎兵衛が担っていた機能を担う人物を取り立てているのである。また、それは、中央政府にとっては廃止すべき存在なのであった。具体的な背景は、未検討のため、よくわからないが、この点は、豊岡県下における中間機構の近代化を考えていく上で重要な論点ではないかと考えられる。

(付記) 本稿は、京都大学文学部へ提出した一九九五年度卒業論文「久美浜代官所における郡中代」の第二章「明治初年の郡中代と郡中改革」を大幅に加筆修正したものである。